

新型コロナウイルス感染症
(日本帰国・入国時の検査証明書フォーマットの変更)

令和3年7月22日
在ナイジェリア日本国大使館

【ポイント】

●既報のとおり、7月1日より、日本への帰国・入国に際する出国前検査の検体について、「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合体」についても有効な検体として認められることになりました。これに伴い、検査証明書フォーマットが改訂されました。

【本文】

1 6月30日付の広域情報にてお知らせしましたとおり、日本への帰国・入国に際する出国前検査の検体について、これまでは「鼻咽頭ぬぐい液 (Nasopharyngeal swabs)」及び「唾液 (Saliva)」のみが認められておりました。これに加え、7月1日より、「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合体 (Nasopharyngeal and oropharyngeal swabs)」が新たな検体として認められることになりました。

2 上記検体の追加に伴い、検査証明書フォーマットが改訂されました。ついては、今後同フォーマットの使用をお願いいたします。なお、フォーマットについては以下、厚生労働省ホームページ及び外務省ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

○厚生労働省：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

○外務省：https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

3 ナイジェリア検査機関が発行する検査証明書においては、検体名が「Nasal swab」や「Oral swab」、「Pharyngeal swab」と記載されているものがあり、鼻咽頭ぬぐい液 (Nasopharyngeal swabs) に酷似しています。しかし、日本政府が求める検査証明書としての基準に適合せず、入国時のトラブルになる場合があります。ついては、検査機関に予約をされる際には、検査証明書が上記1の記載と合致しているかどうかをご自身でご確認ください。

4 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登

録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

Consular Section, Embassy of Japan

所在地：No.9, Bobo Street, Maitama, Abuja, NIGERIA.

電話：（234）（0）90-6000-9019

：（234）（0）90-6000-9099

（通常の電話受付時間：土日祝日を除く、08：00～12：00、13：00～17：30）

メール：visanigeria@la.mofa.go.jp